

育児パッケージ Q&A

Q1. 育児パッケージカタログをもらいに行くときは、母子健康手帳の『原本』でないといけないのですか。

A1. 以下の理由から原本でお願いをしています。

- ①母子健康手帳に『面接済印』が押してあるか確認するため
- ②育児パッケージカタログを配布する時に母子健康手帳に『渡し済印』を押すため

Q2. 里帰り出産をしたため、日野市ではなく、里帰り先に出生届を出したのですが対象になりますか。

A2. 出産後、日野市に住民登録があり、かつ、日野市で妊婦面接を受けているのであれば、対象となり、出生届を里帰り先でお出ししていても、出生の事実が確認できれば対象となります。

なお、カタログの受け取り期限は、出産後 1 年以内となっておりますのでご注意ください。

Q3. 海外で出産した場合でも対象になりますか。

A3. 海外で出産した場合でも、Q2 と同様に出生の事実が確認できれば対象となります。

Q4. カタログを受け取ってから申し込み期限が過ぎてしまいましたが、申し込みできますか。

A4. カタログを受け取ってから 3 カ月経ってしまった場合、申し込みはできません。

なお、申し込み期限が年度をまたがり、かつ、次年度での申し込みをする場合は、子ども家庭支援センター母子保健係（042-843-3663）までお問い合わせください。

Q5. 育児パッケージのカタログを以前に受け取ったが、紛失してしまったがどうすればよいですか。

A5. 再発行可能です。子ども家庭支援センター母子保健係（042-843-3663）までお問い合わせください。

Q6. 近々引っ越すので育児パッケージの配送を転出先にしてほしいのですが可能ですか。

A6. 配送は原則、日野市内になっています。

日野市内に配送できない場合は、着払いでご本人希望の場所に配送が可能です。注文の際に、その旨をお伝えください。